

○新居浜市市営住宅家賃の減免及び敷金徴収規則

昭和 4 6 年 7 月 3 日

規則第 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新居浜市市営住宅条例（平成 9 年条例第 3 0 号。以下「条例」という。）第 2 1 条の規定に基づく減免基準及び第 2 4 条の敷金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 入居者 市営住宅の入居者をいう。

(2) 住宅 市営住宅をいう。

(3) 収入 条例第 2 条第 6 号の収入をいう。

(4) 所得金額 所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 2 項の例に準じて算出した額をいう。

(5) 月収 所得金額を 1 2 で除した額をいう。

(生活保護法の適用を受けた場合の減免)

第 3 条 市長は、入居者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定により、保護を受けることになった場合において、当該入居者の住宅の家賃が同法の規定に基づいて算定された住宅に対する扶助の額を超えるときは、その超える額を減額し、又は免除する。

(準生活困窮による場合の減免)

第 4 条 市長は、入居者が生活保護法の規定による保護を受ける程度の貧困により生活困窮のため、家賃の納入が困難となったと認めるものについては、家賃の 5 0 パーセント相当額を減免する。

(失業、廃業その他これに類する場合の減免)

第 5 条 市長は、入居者が失業、廃業その他これに類する事情により、明らかに所得が減少した場合において、家賃の納入が著しく困難となったと認めるときは、次の各号に定める割合によって家賃を減額し、又は免除する。

(1) 当該事由が生じてから 6 箇月以上月収の 2 分の 1 以上が減少した者 3 0 パーセント相当額

(2) 当該事由が生じてから 3 箇月以上所得が皆無となった者 5 0 パーセント相当額

(病気による場合の減免)

第 6 条 市長は、入居者（生計を一にする家族を含む。）が 3 箇月以上の治療を要する病気にかかり、その医療出費のため家賃の納入が著しく困難になったと認めるときは、次の各号に定める割合によって家賃を減額し、又は免除する。

(1) 医療費の出費が3箇月以上引き続いて月収の2分の1相当額を超えたとき 30パーセント相当額

(2) 医療費の出費が3箇月以上引き続いて月収の3分の2相当額を超えたとき 50パーセント相当額

(災害による場合の減免)

第7条 市長は、入居者が災害により損害を受けた場合において、家賃の納入が著しく困難になったと認めるときは、次の各号に定める割合によって家賃を減額し、又は免除する。

(1) 所得金額の2分の1相当額を超える損害を受けたとき 30パーセント相当額

(2) 所得金額の3分の2相当額を超える損害を受けたとき 50パーセント相当額

(3) 所得金額の相当額を超える損害を受けたとき 100パーセント相当額

(特別の事情がある場合の減免)

第8条 市長は、第3条から前条までに規定するもののほか、入居者の生活に著しい障害のある特別の事情があるときで、特に必要と認めたときは、当該入居者の家賃を減額し、又は免除することができる。

(減免の変更)

第9条 市長は、家賃の減額又は免除を受けている者の当該減額又は免除事由に変更を生じた場合において、減額又は免除の変更の必要が生じたときは、当該入居者の家賃を変更することができる。

(減免の申請)

第10条 入居者は、条例第21条に規定する家賃の減額又は免除を受けようとするときは、その事由を証明する書類を添付して、市営住宅家賃及び敷金減免申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受理した場合は、その内容を調査し、適当と認めるときは、市営住宅家賃及び敷金(減免・徴収猶予)通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(減免取消の届出及び消滅)

第11条 入居者は、家賃の減額又は免除を受けている場合において、減額又は免除の事由が消滅したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の場合において、減額又は免除事由が消滅した月の翌月から当該入居者の家賃の減額又は免除を取り消しするものとする。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず申請及び届出によらないで家賃の減額又は免除又はその取消しをすることができる。

(家賃減免等の調査)

第 12 条 市長は、家賃の減額又は免除又はその変更若しくは家賃の減額又は免除の取消しをする場合は、関係職員 2 人以上をもってあらかじめそのことに関する調査をさせるものとする。

(家賃の減免期間)

第 13 条 家賃の減額又は免除の期間は、第 3 条から前条までの規定により家賃の減額又は免除をした月から 12 月以内とする。ただし、特別の事情がある者は、この限りでない。

(家賃の徴収猶予)

第 14 条 市長は、入居者が条例第 21 条に規定する特別の事情がある場合において、その事由が一時的なものであって近い将来消滅することが想定され家賃の徴収を猶予することが適当であると認めるときは、その必要と認める期間当該入居者の家賃の徴収を猶予することができる。

(徴収猶予の申請等)

第 15 条 入居者が条例第 21 条の規定による家賃の徴収の猶予を受けようとするときは、その事由を証明する書類を添付して、市営住宅家賃及び敷金徴収猶予申請書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第 10 条第 2 項、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定は、家賃の徴収猶予について準用する。

(敷金の徴収)

第 16 条 住宅の敷金の徴収は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当該入居者の家賃の 3 月分相当額とする。

(2) 入居者が生活保護法により保護を受けているときは、同法の規定に基づいて算定された敷金に対する扶助の額とする。

2 市長は、当該入居者が次の各号の一に該当するときは、敷金を免除することができる。

(1) 条例第 2 条第 2 号に掲げる改良住宅に条例第 7 条第 1 項の規定により入居するもの

(2) 前号のほか市長が特に必要と認めるもの

3 市長は、入居者が災害により著しい損害を受けている場合で、その損害の額が当該入居を決定された者の所得金額の 2 分の 1 以上で、災害を受けたときから入居すべき日までの期間が 1 年に満たないものについて敷金の徴収を猶予することができる。

4 前条の規定は、敷金の徴収猶予について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 2 月 15 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 12 月 25 日規則第 42 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現に使用されている改正前の規則による様式は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則（昭和55年2月1日規則第2号）

- 1 この規則は、昭和55年2月1日から施行する。
- 2 改正後の市長の職務代理者を定める規則等の一部を改正する規則の規定による様式の決裁欄の改正部分については、その決裁区分に応じて欄を区分して用いるものとし、この規則施行の際、現に使用している改正前の規則の規定による様式は、当分の間これを訂正して使用することができる。

附 則（平成9年10月1日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅については、平成10年3月31日までの間は改正前の規則を適用する。

附 則（平成27年3月31日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第1号様式及び第2号様式の規定により使用されている書類は、改正後の第1号様式及び第2号様式の規定によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第1号様式及び第2号様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月26日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）の規定により使用されている書類は、この規則による改正後の様式の規定によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

第 1 号様式（第 1 0 条関係）

市営住宅家賃及び敷金減免申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住 所.....
団地名.....
氏 名.....
電 話.....

市営住宅の家賃又は敷金の減額又は免除について、次のとおり申請します。

1 減額又は免除を受けようとする家賃又は敷金				
		金 額（円）	通知書番号	期 間（月数）
家賃	現年分			年 月から 年 月まで (月分)
	繰越 滞納分			年 月から 年 月まで (月分)
	合 計			
敷 金				
2 申 請 理 由				

第2号様式（第15条関係）

市営住宅家賃及び敷金徴収猶予申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住 所 _____
団地名 _____
氏 名 _____
電 話 _____

市営住宅の家賃又は敷金の徴収猶予について、次のとおり申請します。

1 徴収猶予を受けようとする家賃又は敷金				
		金 額（円）	通知書番号	期 間（月数）
家 賃	現年分			年 月から 年 月まで (月分)
	繰越 滞納分			年 月から 年 月まで (月分)
	合 計			
敷 金				
2 申 請 理 由				

第3号様式（第10条、第15条関係）

市営住宅家賃及び敷金（減免・徴収猶予）通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長 印

年 月 日付けで申請のありました市営住宅家賃又は敷金の（減額又は免除・徴収猶予）につきましては、次のとおり承認とすることに決定しましたので通知します。

減額又は免除	期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
		承認前	承認後
	家 賃	円	円
	敷 金	円	円
徴収猶予	期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
	家 賃	円	
	敷 金	円	
	合 計	円	
条 件		次に掲げる場合は、必ず届け出ること。 1 生活保護法により新たに住宅扶助を受けるようになったとき。 2 入居世帯員に増減があったとき。 3 入居世帯員の収入に増減があったとき。 4 家賃又は敷金の減額、免除又は徴収猶予を必要としなくなったとき。 これらの届出を怠った場合は、決定を取り消すことがあります。	